

みずみず 大津町地域通貨「水水」の交付が始まります！

4月から、平成28年度中に行われた「元気大津づくり活動」に対する地域通貨「水水」の交付が始まります。

地域通貨「水水」の申し込み手続き

- 申請期間 役場総務課 地域づくり推進係
- 申請期間 4月7日(木)～5月31日(火)
(土・日曜日、祝日は除く)
午前8時30分～午後5時15分
- 申請に必要なもの
 - 平成27年度元気大津づくり活動報告書
 - 申請に来る人の印かん
 - 代理の人(家族以外の人)が申請する場合は「委任状」

地域通貨「水水」の使い方

1 町内で自由に流通

- お手伝いをしてもらったときなどの感謝の気持ちとして「水水」を渡すことができます。
- 地域通貨協力店で「水水」と引き換えに特典を受けることができます。
※特典内容は各店舗で異なりますので、ご注意ください。

2 町の施設の使用料や手数料

- 町指定ゴミ袋との交換
※役場のみ交換可能です。一般小売店での「水水」との交換はできません。
- 町が発行する証明書の交付手数料
(住民票の写し、印鑑証明、所得証明、納税証明など)
- 大津町総合体育館トレーニングルームの使用料
※回数券には使えません。

3 登録住民団体への寄付

- 「水水」を寄付することで、住民団体の活動を応援することができます(登録住民団体は「水水」を換金して団体の活動資金に充てることができます)。

注意：登録団体以外は、お金と交換することや、お金と同様に使うことはできません。地域通貨の使用期限は平成28年度中です。平成29年度は新しく生まれ変わります。

「水水」について知りたいときは

町内の各団体やグループを対象に、「元気大津づくり活動」に関する出前講座を行っています。気軽にご利用ください(出前講座に関する問い合わせは、生涯学習課までお願いします)。

■出前講座の申し込み

役場生涯学習課 生涯学習係
☎ 096 (293) 2180



交付額の計算方法

【「1単位」の考え方】



【計算式】

$$25\text{水水}(1\text{単位}) \times \text{活動した週の合計数} = \text{受け取る「水水」の額}$$

※合計の端数が「100水水」未満の場合は切り捨て。

例) 51週活動した場合
⇒25水水(1単位)×51週=1,275水水と(計算上)なるが、「100水水」未満の端数は切り捨てるため、1,200水水(「水水」12枚)を受け取れる。

区分	団体名			
行政区など (自治会、老人会、子ども会、婦人会、その他の団体)	自治会	大津東区 杉上区 桑善区		
	老人会	大津東区光寿会 上町老人会 桜丘区老人クラブ桜花会 下町長寿会 中島老人会 中陣内老人クラブ高砂会 平川さくらクラブ 美咲野会 後迫老人会 森老人クラブ		
		子ども会	つつじ台絆の会 上猿渡分団子供会 上陣内子ども会	
			その他	日吉ヶ丘ふれあい隊 室っ子供援団 もりかわっ子おうえん団
		NPO 法人		NPO法人クラブおおづ
		町内で活動している ボランティア団体		明日の観光大津を創る会 大津スキークラブ おおづ図書館友の会 大津町エコライフグループ 大津町剣道連盟 大津町国際交流協会 大津町商工会女性部 大津町女性の会 JA女性部瀬田 高尾野森林公園会 なかよし広場 万葉会 美咲野ガーデニングクラブ 南杉水オレンジ隊 もったいない隊

(平成28年3月現在)

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 地域づくり推進係 ☎096(293)3111

白川などの洪水対策を進めています

戦後最大の被害をもたらした昭和28年の6.26白川大水害と同規模の水量を安全に流すことを将来的な目標に、堤防整備などの河川改修や立野ダム整備を行います。しかし、目標までの整備には、長い時間を要するため、当面は平成24年の九州北部豪雨規模の洪水に対応できるように治水対策に取り組んでいます。



九州北部豪雨時の代官橋

現在の取り組み

白川では、上流域での豪雨が、流域全体に被害をもたらす特徴があるため、上下流の治水バランスがとれた整備を行う必要があります。

■黒川周辺 阿蘇市では、内牧地区の浸水被害を軽減するために川幅を広げる改修や、小倉・手野地区に遊水地を建設中です。家屋のかさ上げや、輪中堤(集落の周囲を囲う堤防)により家屋の浸水被害を防ぐ対策を行っています。

■白川中下流 堤防の建設、川幅の拡大、河川の付替などに取り組み、より多くの水量を川の中で安全に流すための工事をしています。

■立野ダムの建設 洪水の一部を貯める施設として立野ダムを建設しています。ダムの建設により、大津町など中下流域への洪水の量を減らすことができます。

■最後に これまでに経験したことのないような大雨などにより、各地で大きな災害が発生しています。そこで、風水害から身を守るためには、情報を収集し、早めの避難が重要です。関係機関では、地域の防災力向上を目指した支援と、避難に役立つ、分かりやすい情報の提供に努めます。

問い合わせ

- 熊本河川国道事務所(河川改修について)
☎096(382)1111
<http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/>
- 立野ダム工事事務所(立野ダムについて)
☎096(385)0707
<http://www.qsr.mlit.go.jp/tateno/>
- 熊本県(九州北部豪雨)で検索
☎096(333)2507
<http://www.pref.kumamoto.jp/>

国民年金

学生の皆さんへ 本人の所得が一定額以下の場合 保険料の納付が猶予される学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入し納付しなければなりません。しかし、学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度の承認を受けると、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、障害年金を申請することができます。

■平成28年度の申請は4月から役場で受け付けます

- 対象者 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※1)に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下(※2)の人。
- 必要書類 ①学生証(コピー可、有効期間が表記されているもの)または在学証明書(原本)。
②印かん(認印で可。本人の場合は不要)

(※1)学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程
(※2)所得の目安: (118万円) + (扶養親族などの数×38万円) で計算した額以下



■前年度から引き続き申請する人へ

平成27年度に学生納付の特例を受けた人で、今年度も引き続き在学する予定の人には、日本年金機構から「学生納付特例申請書(はがき)」が3月末頃に送付されます(在学予定期間が把握できなかった人などには送付されていません)。はがきに、必要事項を記入して返送することで「平成28年4月～平成29年3月」の申請ができます。

■申請するときは注意してください

- ・申請時点の2年1カ月前の月分まで遡ることができます。ただし、申請が遅れると万が一のときに障害年金が受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。
- ・猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるための必要な期間に含まれますが、年金額の計算には入りません。
- ・学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料を納めることができます(追納)。ただし、保険料を追納する場合、経過期間に応じて加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

■問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112、熊本西年金事務所 ☎096(355)3261